

# 愛媛県幸

発行 媛 県

#### 平成21年5月12日火曜日 第2064号

## 次 ♦ ◇ 目 示

救急病院の撤回	478
救急病院の協力申出	478
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正	478
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(3件)	479
土地改良区役員の就退任の届出	479
道路の供用開始(一般国道 319号)	479
開発行為に関する工事の完了	480
土地改良区連合役員の就退任の届出	480
建設業者の許可の取消し	480
道路の供用開始(県道八幡浜宇和線)	480

告 示

## ○愛媛県告示第 649 号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

#### 平成21年 5 月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名	称	所	在	地	開	設	者	名
住友別子病	院	新居浜市王	子町 3 都	昏1号	住友 式会 所			

### ○愛媛県告示第 650 号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院である。

平成21年5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名	称	所	在	地	開設者名	認 定 の 有効期限
住友別子病院		新居浜市	ī王子町3看	№1号	医療法人住友別 子病院	平成24年 3月31日 まで

#### ○愛媛県告示第 651 号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月愛媛県告示第1051号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成21年4月20日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、 同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成21年5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 改 後

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)

**第2条** 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利 **|第2条** 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利 子補給率は、次のとおりとする。

農業近代化資金		利子補給率	
の種類	法第2条第2	法第2条第2	法第2条第2
	項第1号、第	項第1号に掲	項第2号から
	2号、第4号	げる融資機関	第 5 号までに
	及び第5号に	が同条第1項	掲げる融資機
	掲げる融資機	第2号から第	関が同条第 1
	関が同条第1	4号までに掲	項第2号から
	項第1号に掲	げる者に貸し	第4号までに
	げる者に貸し	付ける場合	掲げる者に貸
	付ける場合		し付ける場合
1 畜舎、果樹	年 1 分 2 厘 5	年 1 分 2 厘 5	年 6 厘
棚、農機具そ	毛	毛	
の他の農作物			
の生産、流通			
又は加工に必			
要な施設の改			

正 前 改

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)

子補給率は、次のとおりとする。

農業近代化資金		利子補給率	
の種類	法第2条第2	法第2条第2	法第2条第2
	項第1号、第	項第1号に掲	項第2号から
	2 号、第 4 号	げる融資機関	第 5 号までに
	及び第5号に	が同条第1項	掲げる融資機
	掲げる融資機	第2号から第	関が同条第1
	関が同条第1	4号までに掲	項第2号から
	項第1号に掲	げる者に貸し	第4号までに
	げる者に貸し	付ける場合	掲げる者に貸
	付ける場合		し付ける場合
1 畜舎、果樹	年 1 分 2 厘 5	年 1 分 2 厘 5	年 6 厘 5 毛
棚、農機具そ	毛	毛	
の他の農作物			
の生産、流通			
又は加工に必			
要な施設の改			

十八八二	牛 3 月 12日					~~
	<u> </u>				1	
良、造成、復						
旧又は取得に						
要する資金						
(農地又は牧						
野の改良、造						
成、復旧又は						
取得に要する						
ものを除く。)						
2~5 省略						
6 診療施設そ		年	1 5	2厘5	年 6 厘	
の他の農村に		毛				
おける環境の						
整備のために						
必要な施設で						
あつて農林水						
産大臣の定め						
るものの改						
良、造成又は						
取得に要する						
資金(法第2						
条第1項第2						
号から第4号						
までに掲げる						
者に貸し付け						
られるものに						
限る。)						
7 省略						

良、造成、復			
旧又は取得に			
要する資金			
(農地又は牧			
野の改良、造			
成、復旧又は			
取得に要する			
ものを除く。)			
2 ~ 5 省略			
6 診療施設そ		年 1 分 2 厘 5	年6厘5毛
の他の農村に		毛	
おける環境の			
整備のために			
必要な施設で			
あつて農林水			
産大臣の定め			
るものの改			
良、造成又は			
取得に要する			
資金(法第2			
条第1項第2			
号から第4号			
までに掲げる			
者に貸し付け			
られるものに			
限る。)			
7 省略			
	l		

## ○愛媛県告示第 652 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第 653 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第 654 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用

する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画用途地域 の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧 に供する。

平成21年 5 月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第 655 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西条市禎瑞上部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出 があった。

平成21年 5 月12日

愛媛県東予地方局長 佐伯 隆志

## 退任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	平 井 清 美	西条市禎瑞330番地

## ○愛媛県告示第 656 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		319号		四国中央市新宮 同町新宮256番		4番 2 から					平成21年 5 月14日

#### ○愛媛県告示第 657 号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成21年 5 月12日

愛媛県中予地方局長 門 屋 恭 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
21中局建 (開)第5号 平成21年4月30日	伊予郡松前町大字大溝字叶田127番10	伊予郡松前町大字大溝127番地 5 田 中 崇 士

## ○愛媛県告示第 658 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成21年5月12日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

## 退任

役員の種類 氏		名	住	斩	
理事	高橋	英 吾	八幡浜市1557番地の1		
"	清家金嗣		宇和島市吉田町立間1-587番地		

## ○愛媛県告示第 659 号

建設業法 (昭和24年法律第 100 号) 第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成21年 5 月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 17)第381号	平成17年 7月8日	㈱藤堂組	藤堂 光生	宇和島市津島町岩渕甲83	平成21年 3月3日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17)第15774号	平成17年 7月8日	(有)慎栄ガーデン	小野美智子	喜多郡内子町五百木2018	平成21年 3月16日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 17)第5205号	平成17年 4月27日	成田工務店	成田 尚成	喜多郡内子町内子2553	平成21年 3月19日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 17)第5170号	平成17年 4月11日	高瀬鉄筋工業	高瀬 満	大洲市若宮278 - 18	平成21年 3月25日	鉄筋工事業	建設業の廃止
(般 - 20)第14141号	平成20年 11月19日	井上組	谷出 利夫	宇和島市丸穂町 4 - 1 - 27	平成21年 3月26日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第15096号	平成19年 8月9日	伊吹工業侑)	入口 哲	宇和島市伊吹町256 - 2	平成21年 3 月26日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

## ○愛媛県告示第 660 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

平成21年 5 月12日 愛媛県報 第2064号

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	八幡浜宇和線			八幡浜市五反田 2 番耕地34番 1 から 同市五反田 2 番耕地67番13まで							平成21年 5 月12日

平成21年 5 月12日 発行 481